

## 亶理町監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 24 日

亶理町代表監査委員 澤 井 俊 一

亶理町監査委員 安 藤 美重子

### 記

#### 1 監査の期間及び場所

期 間 平成 28 年 1 1 月 8 日 (火)

～平成 29 年 2 月 16 日 (木) までの 15 日間

場 所 監委室及び出先機関

#### 2 監査の対象

全 14 課、教育委員会、農業委員会事務局及び議会事務局並びに出先機関  
(吉田地区交流センター・農村環境改善センター・鹿島保育所・二杉園  
中央児童センター・学校給食センター・高屋小学校・逢隈小学校  
吉田中学校・図書館・郷土資料館・わたり温泉鳥の海)

#### 3 監査の目的及び着目点

『亶理町監査基準』に基づき、各課(局)各施設から提出された監査調書・関係書類帳簿等により担当者から説明を聴取するとともに、事務事業及び経営管理が適法・適正に計画的、経済的、合理的かつ効率的に執行されているかについて監査した。

#### 4 監査の結果と意見

財務に関する事務の処理及び事業の管理、事務の執行については、適法・適正・合理的かつ効率的に実施されているものと認められた。